

学習指導要領に基づく教育課程の 編成・実施・評価・改善に関する研究 (重点課題研究 令和3年度～4年度)

研究の背景・目的

改訂された学習指導要領の着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成・実施が各学校に求められる。また、教育課程の実施状況に基づく評価・改善などを通して、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメントの確立が重要となる。

本研究では、改訂された学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施状況の把握と、各学校の教育課程の編成・実施・評価・改善にかかる具体的な取組を明らかにするため、以下の2点を目的とした。

- ① 教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理する。
- ② 教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにする。

方法

研究1 質問紙調査（小学校及び中学校特別支援学級、特別支援学校、教育委員会）

研究2 事例研究（特別支援学級（小学校2、中学校1）、特別支援学校5校）

主な結果

【小・中学校特別支援学級の教育課程】

○当該学年の各教科の年間授業時数について、実施している割合は、小3、小6、中3各学年全体の結果としては、小3、小6では、どの教科も約8割～9割であったが、中3では、約6割～8割となっていた。

○交流及び共同学習について、「交流先の児童生徒の保護者に対して、その目的や内容について理解・啓発を行うこと」や「交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を達成すること」に、より困難があることが分かった。

【特別支援学校：準ずる教育課程】

○小学部（第3・6学年）・中学部（第3学年）における年間授業時数、及び高等部における増単・減単している教科・科目とその理由について、傾向を把握できた。小・中学部では、家庭科、体育科、総合的な学習の時間等の中央値が、標準値よりも少ない傾向が見られた。高等部では、数学Ⅰや現代の国語等で増単している傾向が見られた。

【特別支援学校における知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程】

○各教科の授業時数において、例えば聴覚障害特別支援学校の国語科が多く音楽科が少ない、知的障害特別支援学校の生活科や体育・保健体育科が多い、肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校では体育・保健体育科が少ない傾向にある状況が把握できた。

【特別支援学校における自立活動の指導】

○自立活動の指導について、自立活動の時間における指導の設定状況をみると、各教科等を合わせた指導の中で行っている学校は、特に知的障害特別支援学校が多いという結果が示された。自立活動の指導計画の作成において指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組は、学部や障害種に関わらず学級や学年などの話し合いが多かった。評価方法の工夫も同様であった。

【特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの課題】

○小・中学部及び高等部のカリキュラム・マネジメントを進めるにあたって、自校の教員のカリキュラム・マネジメントに関する専門性が不足している、システムが構築できていないと感じている教務主任が多い状況が把握できた。

【教育委員会における教育課程等の管理】

○各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科等の授業時数の内訳を「算出している」と回答した教育委員会は、特別支援学級を設置する教育委員会で15.0%、特別支援学校を設置する教育委員会で33.3%に留まっていた。

○各学校が編成する教育課程を管理、執行する教育委員会の役割は重要であり、届け出の様式を含めて、各学校の教育課程の把握内容を検討することも課題であると考ええる。

今後の展望として、関係法規や学習指導要領の規定の理解を促す取組を検討することが必要であり、各学校がこれらの規定をどのように踏まえ、どのような根拠で授業時数を算出しているかなどの視点から分析し、次期学習指導要領の改訂に向けて論点を提言することが必要であると考える。

[重点課題研究]

学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究

(令和3年度～4年度)

【研究代表者】吉川 知夫

【要旨】

平成29・30・31年に改訂された学習指導要領の着実な実施に向けて、本研究では、①教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理すること、②教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにすること、の2点を目的として研究を実施した。

調査は、特別支援学級を設置する小学校及び中学校と設置主体の指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、小・中学部及び高等部を設置する公立特別支援学校と設置主体の都道府県教育委員会、指定都市教育委員会を対象に実施した。事例研究は、特別支援学級を設置する小学校2校、中学校1校、特別支援学校5校を研究協力機関として実施した。

調査結果から、各学校における教育課程編成・実施状況を把握し、課題を整理することができた。また、課題と関連した事例研究により、教育課程の改善につながる取組の一端を示すことができた。

【キーワード】

教育課程、学習指導要領、特別支援学校、特別支援学級、カリキュラム・マネジメント

令和5年3月



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

【背景・目的】

改訂された学習指導要領の着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成・実施が各学校に求められる。また、教育課程の実施状況に基づく評価・改善などを通して、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメントの確立が重要とされる。

これらを踏まえ本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、改訂された学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施状況を質問紙調査により把握し、各学校が教育課程の編成・実施・評価・改善をどのように進めるか、その具体的な取組みを明らかにするための事例研究を行うこととした。本研究の目的は、以下の2点である。

- ① 教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理する。
- ② 教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにする。

【方法】

（１） 調査研究

a. 特別支援学級を設置する小学校及び中学校

小学校及び中学校それぞれ 600 校の特別支援学級担任に対して質問紙を配付した。学校基本調査を基に、小学校 3 年生、6 年生、中学校 3 年生の児童生徒が在籍する学校を抽出した。小学校 195 校、中学校 180 校から回答があった。回収率は、小学校 32.5%、中学校 30.0%、小学校及び中学校を併せた回収率は 31.3%であった。

b. 小学部及び中学部、高等部普通科を設置する公立特別支援学校

小学部及び中学部を設置する公立特別支援学校は全 868 校、高等部普通科を設置する公立特別支援学校は、学校基本調査を基に 812 校の教務主任を対象として質問紙を配布した。複数障害種の部門がある学校については、指定した一つの障害教育部門について回答を求めた。障害種ごとの内訳及び回答数（回収率）について、表 1 に示した。なお、小学部及び中学部の調査において、教育課程の編成状況等を尋ねる項目については、対象を小学部第 3 学年、第 6 学年及び中学部第 3 学年とした。

表 1. 特別支援学校小学部及び中学部、高等部を対象とした調査の回収率

対象		障害種	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	計
小学部・ 中学部	対象数（校）		61	87	450	196	74	868
	回答数（校）		48	65	264	116	51	544
	回収率		78.7%	74.7%	58.7%	59.2%	68.9%	62.7%
高等部	対象数（校）		55	55	449	197	56	812
	回答数（校）		34	41	251	114	41	481
	回収率		61.8%	74.5%	55.9%	57.8%	73.2%	59.2%

c. 教育委員会

小学校及び中学校の設置主体の教育委員会については、20 の指定都市教育委員会は悉皆とし、残りの 580 は各都道府県の指定都市を除く市区町村教育委員会数に比例して抽出数を割り当てて抽出した。調査対象の 600 機関のうち、246 機関から回答が得られ、回収率は 41.0%であった。特別支援学校の設置主体の教育委員会については、都道府県及び特別支援学校を設置する指定都市の教育委員会 62 機関の指導主事を対象に悉皆調査を実施した。調査対象の 62 機関のうち、57 機関から回答が得られ、回収率は 91.9%であった。

(2) 事例研究

事例研究の研究協力機関として選定された学級・学校は、これまでの本研究所の教育課程研究や研究員の情報収集により、教育課程の改善につながる取組を進めている学級・学校を選定した。選定した学級・学校における事例研究の概要を表 2 に示す。

表 2. 事例研究の概要

	学校・学級（障害種）	事例研究の主な内容
1	特別支援学級（小：知的障害）	特別的教育課程に関わる作業や手続きの見直し、学校組織体制に関する取組
2	特別支援学級 （小：自閉症・情緒障害）	交流及び共同学習における通常の学級との連携、自立活動の個別の指導計画の作成の工夫
3	特別支援学級（中：知的障害）	知的障害のある生徒の学習状況の把握と学習評価の工夫
4	特別支援学校（聴覚障害）	隣接する小学校との交流及び共同学習を実施するための工夫
5	特別支援学校（聴覚障害）	教科横断的な視点で総合的な学習の時間を実施するための取組
6	特別支援学校（知的障害）	「育みたい資質・能力」の明確化、「年間指導計画モデル」の活用と改善
7	特別支援学校（肢体不自由）	学習評価に基づいた年間指導計画、教育課程の改善に係る学校の取組
8	特別支援学校（肢体不自由）	自立活動の個別の指導計画の作成システムの工夫と教育課程の改善に係る学校の取組

【結果と考察】

(1) 小・中学校特別支援学級の教育課程

①各教科の年間授業時数

当該学年の各教科の年間授業時数について、実施している割合は、小 3、小 6、中 3 各学年全体の結果としては、小 3、小 6 では、どの教科も約 8 割～9 割であったが、中 3 では、約 6 割～8 割となっていた。

知的障害特別支援学級の児童生徒では、小 3、小 6 では、国語、算数が 5 割～6 割、他の教科は 7 割～8 割、中 3 では、国語、数学、外国語が 2 割強、他の教科は 5 割～6 割強の実施であり、他の教科よりも実施の割合が低い教科があること、中学校では小学校よりも実施の割合が、かなり下がるのが分かった。

③ 交流及び共同学習の実施状況

特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の実施の状況

に関して、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」を合わせた回答数について、どの学年でも最も多かったのは、「交流先の児童生徒の保護者に対して、交流及び共同学習の目的や内容について理解・啓発を行うこと」であり、小3が35.9%、小6が37.4%、中3が45.0%であった。また、「交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を達成すること」も、小3と中3では2番目に多く、小3が24.6%、中3が34.4%であった。

（２）特別支援学校における準ずる教育課程

特別支援学校小3、小6及び中3の各教科等別の年間授業時数の傾向を把握した。表2は、小6の年間授業時数の中央値である。小6では、音楽科、家庭科、体育科、総合的な学習の時間の中央値が、標準値よりも少なかった。小3や中3においても、類似した傾向が見られた。例えば、聴覚障害の特別支援学校においては、音楽科の年間授業時数を少なく設定している傾向が見られたように、年間授業時数を設定する際には、障害特性が影響していることが考えられた。

特別支援学校高等部で標準単位数から増単や減単している科目とその理由から傾向を捉えた。多くの教科・科目では、「基礎的・基本的事項の習得を図るため」、または「理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため」に増単していた。

（３）特別支援学校における知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程

各教科の授業時数において、各障害種の中央値と有効回答全体の中央値を比較すると、知的障害の教育課程では、例えば聴覚障害特別支援学校の国語科が多く音楽科が少ない、知的障害特別支援学校の生活科や体育・保健体育科が多く、算数科が少ない、肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校では体育・保健体育科が少ない傾向にある状況が把握できた。また、自立活動については、肢体不自由特別支援学校や病弱特別支援学校が特に多い授業時数を設定している状況も把握できた。

学習評価の円滑実施に向けた取組状況では、小・中学部及び高等部の回答の状況を見ると、学習評価に関するシステムの構築が上位回答であり、教師の専門性を高める取り組みにより強く影響すると思われる研修や学校研究、教科会の取り組み状況に着目すると、取り組んでいると回答した学校は2割程度であった。

（４）特別支援学校における自立活動の指導

小・中学部及び高等部の自立活動の指導について、知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程の自立活動の時間における指導の設定状況をみると、各教科等を合わせた指導の中で行っている学校は、特に知的障害特別支援学校が多いという結果が示された。自立活動の指導計画の作成において指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組は、学部や障害種に関わらず学級や学年などの話し合いが多かった。評価方法の工夫も同様であった。

（５）特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの課題

小・中学部及び高等部のカリキュラム・マネジメントを進めるにあたって、自校の教員のカリキュラム・マネジメントに関する専門性が不足している、システムが構築できていないと感じている教務主任が多い状況が把握できた（図１）。また、自由記述の回答を分類したところ、学部間の連携・系統性を課題と感じている教務主任が多い現状も把握することができた。特別支援学校においては、小・中学校等と異なり複数の学部が設置されている学校が多いため、特別支援学校の特有の課題であることが推察される。

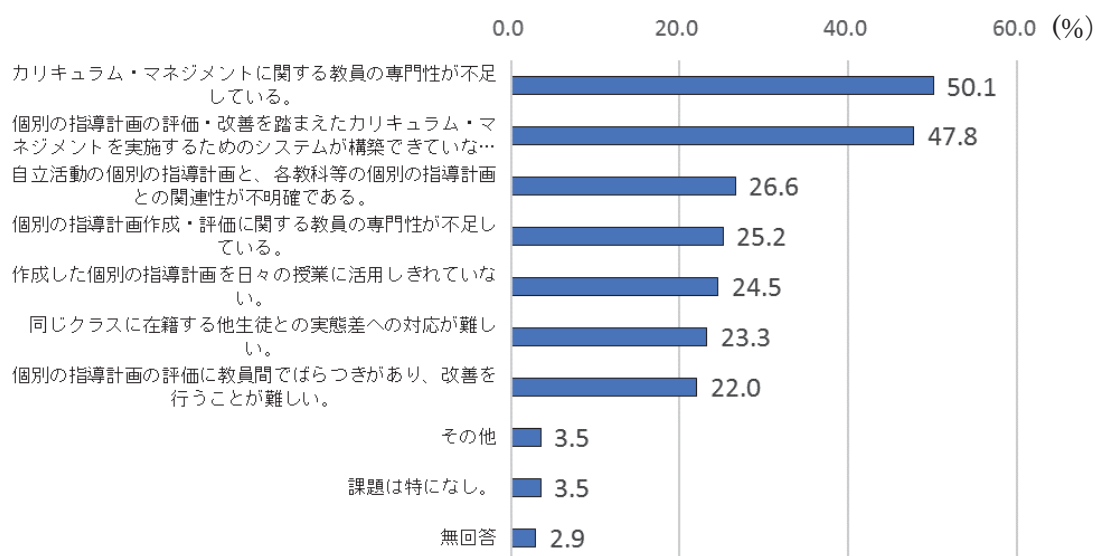


図１．個別の指導計画作成・評価を踏まえたカリキュラム・マネジメントの課題
（三つまで選択可） 高等部（n＝481）

（６）教育委員会における教育課程等の管理

教育委員会が「各教科等を合わせた指導」を行っている場合の時間数をどのように把握しているのかについては、特別支援学級を設置する小学校及び中学校の設置主体の指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会を対象とした調査結果では、「各教科等を合わせた指導の種類ごとに授業の年間時数の合計を把握している」割合が 60.2%で最も高く、「各教科等を合わせた指導」の内訳として、各教科等に位置付く授業の年間時数を把握している機関は、15.0%に留まっていた。

特別支援学校を設置する都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会を対象とした調査結果では、各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科等の授業時数の内訳を「算出している」と回答した教育委員会は 33.3%であった。

各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等の目標達成を目指していくことになり、各教科等を合わせた指導で扱っている教科等の育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。そのためには、各教科等を合わせた指導にお

いて扱う教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、計画、実施、評価、改善していくことが重要になる。

【総合考察】

本研究では、改訂された学習指導要領の着実な実施に向けて、①教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理すること、②教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにすること、の2点を目的として実施した。

調査により、各学校における教育課程編成・実施状況を把握し、課題を整理することができた。また、課題と関連した事例研究により、課題解決につながる取組の一端を示すことができた。

今後の展望として、関係法規や学習指導要領の規定の理解を促す取組を検討することが必要であると考え。例えば、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第8節及び特別支援学校高等部学習指導要領第1章第8款「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」において、各教科の目標や内容の一部を取り扱わないことができる規定や、重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合は自立活動を主として指導することができる規定などがあるが、各学校がこれらの規定をどのように踏まえているか、またどのような根拠で授業時数を算出しているかなどを視点に分析し、次期学習指導要領の改訂に向けて論点を提言することが必要であると考え。

【成果の活用】

〈令和3年度〉

- ・日本特殊教育学会（第59回大会）にて自主シンポジウム開催
- ・研究所セミナーにおいて研究成果を報告

〈令和4年度以降〉

- ・日本特殊教育学会（第60回大会）にてポスター発表
- ・研究所セミナーにおいて研究成果を報告
- ・研究所 Web に研究成果報告書及びサマリーを公開
- ・特別支援教育専門研修における教育課程に関する講義での活用
- ・研究成果報告書内の資料を参考に、自校の教育課程の改善に活用